

生涯学習とは

【教育基本法】

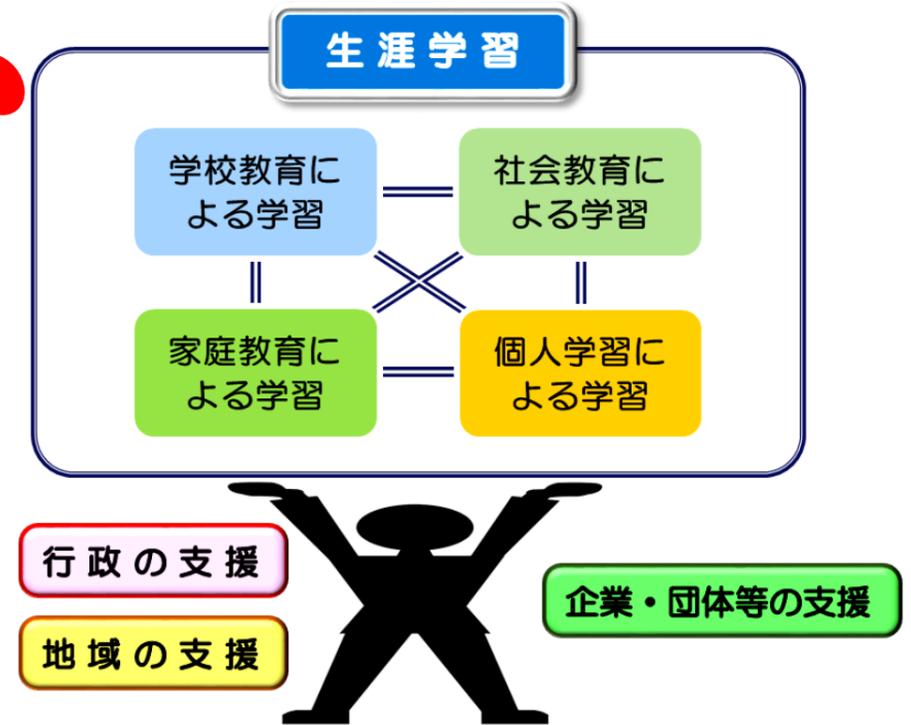
第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【羽村市生涯学習基本条例】（平成24年6月制定）

第3条（基本理念）

市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期に至るまで、主体的にいつでもどこでも楽しく学び、喜びや充実感をもてるようにするとともに、市、市民及び団体等が互いに連携協力し、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちを創造していくものとする。



羽村市における生涯学習の取組み

< 推進計画から基本計画へ >

平成15(2003)年3月 第3次羽村市生涯学習推進基本計画策定

平成21(2009)年2月 第3次羽村市生涯学習推進基本計画(改訂版)策定

- 1 子どもの時から始まる学び～生涯学習の基礎づくり～
- 2 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所のできる学び
～生涯学習の場と機会の提供～

3 学びをひろげ生かす～生涯学習を活発にし成果を生かす～

4 学びの情報を伝える～生涯学習の情報収集と提供～

5 学ぶ体制を整える～生涯学習の推進体制～

平成24(2012)年3月 羽村市生涯学習基本計画策定

「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」

視点1 成長と安心を育む【社会の要請】

視点2 生きがいと活力を育む【個人の要望】

視点3 学び合い、活かし合い、支え合いを育む【連携・協力】

平成24(2012)年6月 羽村市生涯学習基本条例制定

平成25(2013)年5月 第1期羽村市生涯学習基本計画推進懇談会発足(以降、毎年度4回開催)

平成29(2017)年3月 羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定

- 1 循環型生涯学習の推進
- 2 生涯学習を通じたまちづくり

羽村市における生涯学習施策の特色

○「羽村市生涯学習基本計画」では、教育分野の枠を超えた市の生涯学習関連施策や関係機関等が行う事業も含めて、市民生活にかかわる施策事業の全般を生涯学習の視点から体系化し、市民の生涯にわたる学習を支援していくために、羽村市としての基本的事項を定めています。

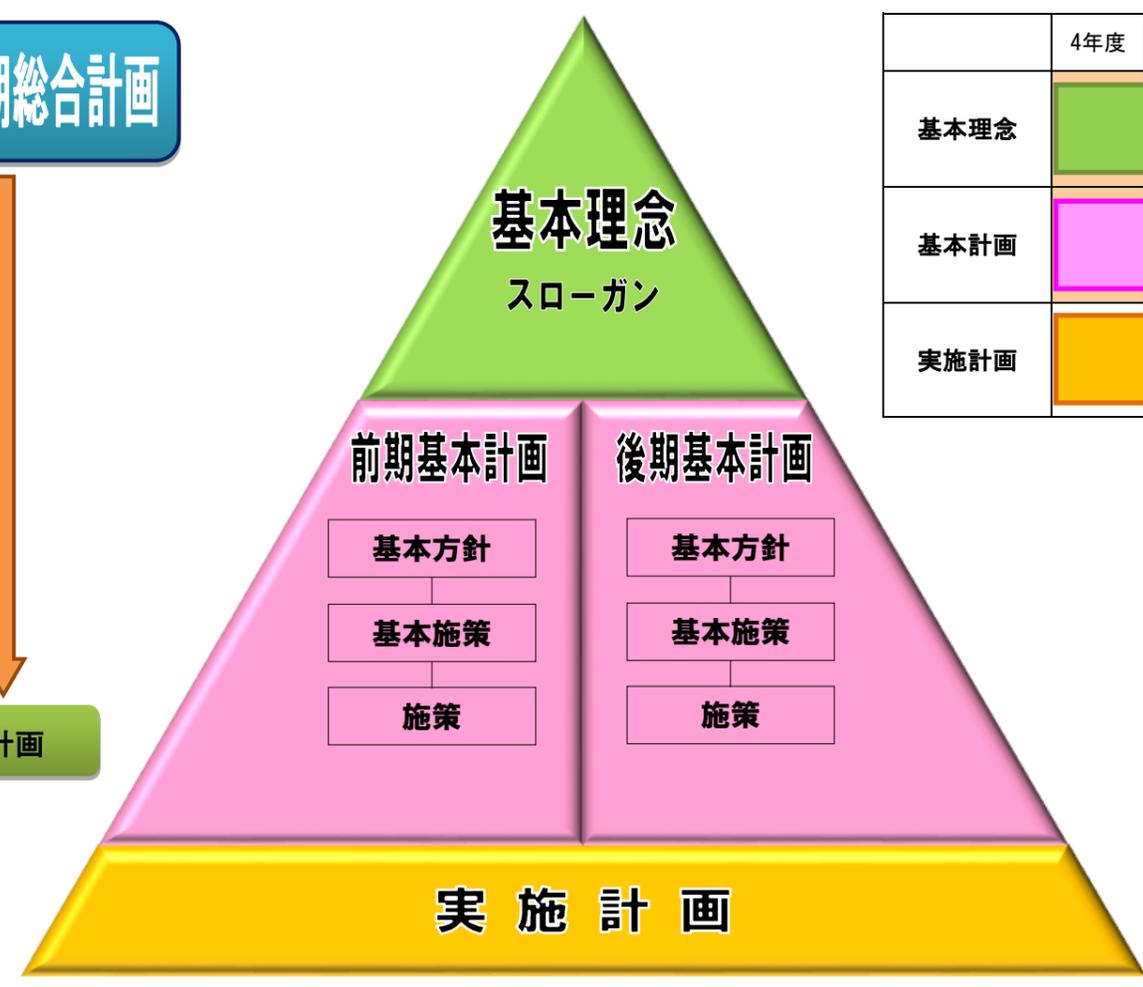
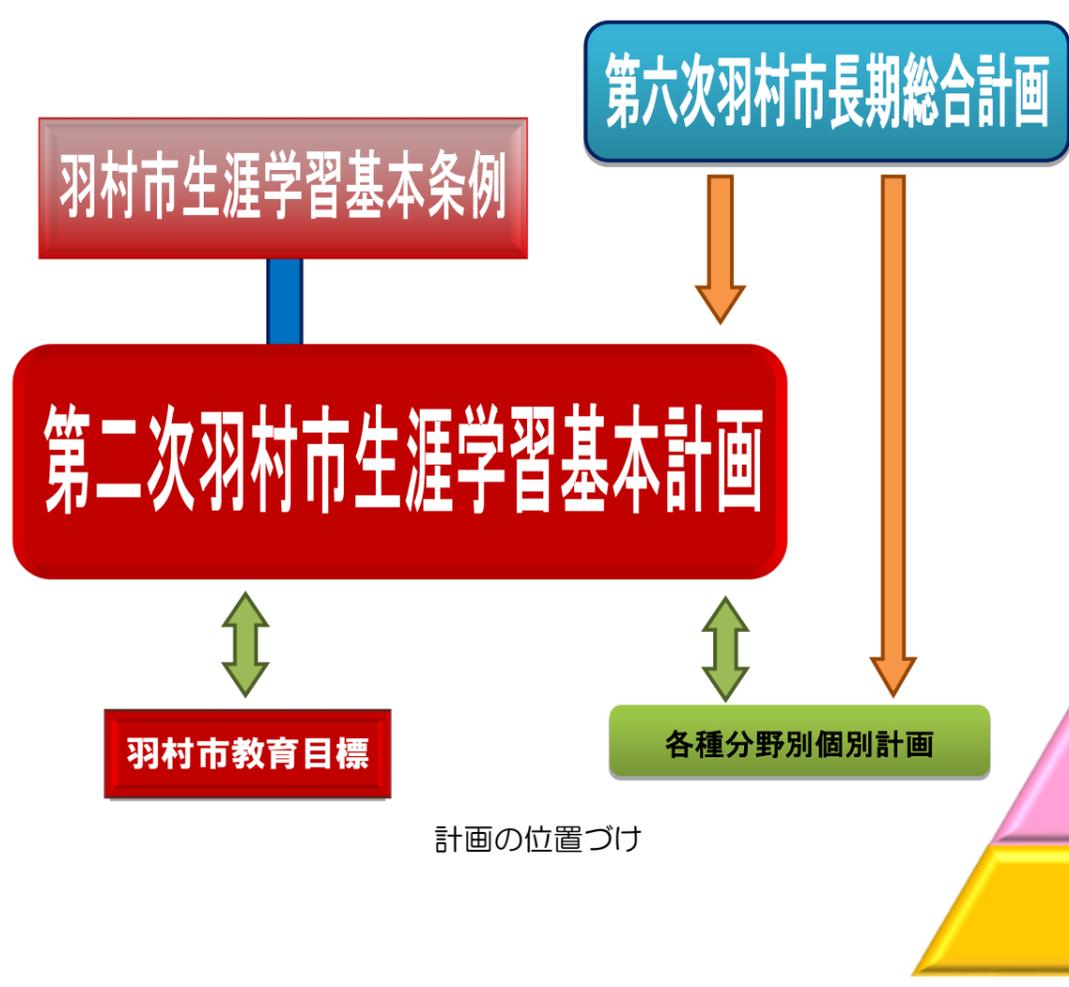
○「羽村市生涯学習基本計画」の策定を条例により必須とするほか、市として生涯学習のまちづくりを進めていくというスタンスを前面に打ち出しています。

羽村市が目指す生涯学習＝生涯学習社会の実現

市民一人ひとりの主体的な意思による学びにより、自己の資質・能力の向上が図られ、そこで得られた知識・技術を地域の様々な活動において活かすことで、新たな学びが生まれ、地域においても人が育ち、そのつながりがスパイラル的に循環していくことで、地域の活力が生まれ、まちづくりに寄与していく仕組みづくりを支援していく。

【羽村市生涯学習基本条例】

第1条（目的） この条例は、羽村市（以下「市」という。）における生涯学習に関する基本的な理念並びに市、市民及び団体等の役割を明らかにするとともに、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯学習社会の実現を目指すことを目的とする。



	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
基本理念	第二次羽村市生涯学習基本計画 スローガン									
基本計画	前期基本計画 基本方針					後期基本計画 基本方針				
実施計画	実施計画による進行管理・ローリング									
	計画期間									

第二次羽村市生涯学習基本計画の構成

生涯学習審議会と生涯学習基本計画推進懇談会との役割分担

生涯学習審議会

- 羽村市生涯学習基本条例第7条に基づき、市長の付属機関として置かれる。
- 委員は20人以内で、市の非常勤特別職となる（委嘱状の交付）。
- 市長の諮問に応じ、生涯学習に関する重要事項（生涯学習基本計画の策定等）を調査審議し、市長に答申する。
- 任期は、委嘱の日から答申の日まで。

生涯学習基本計画推進懇談会

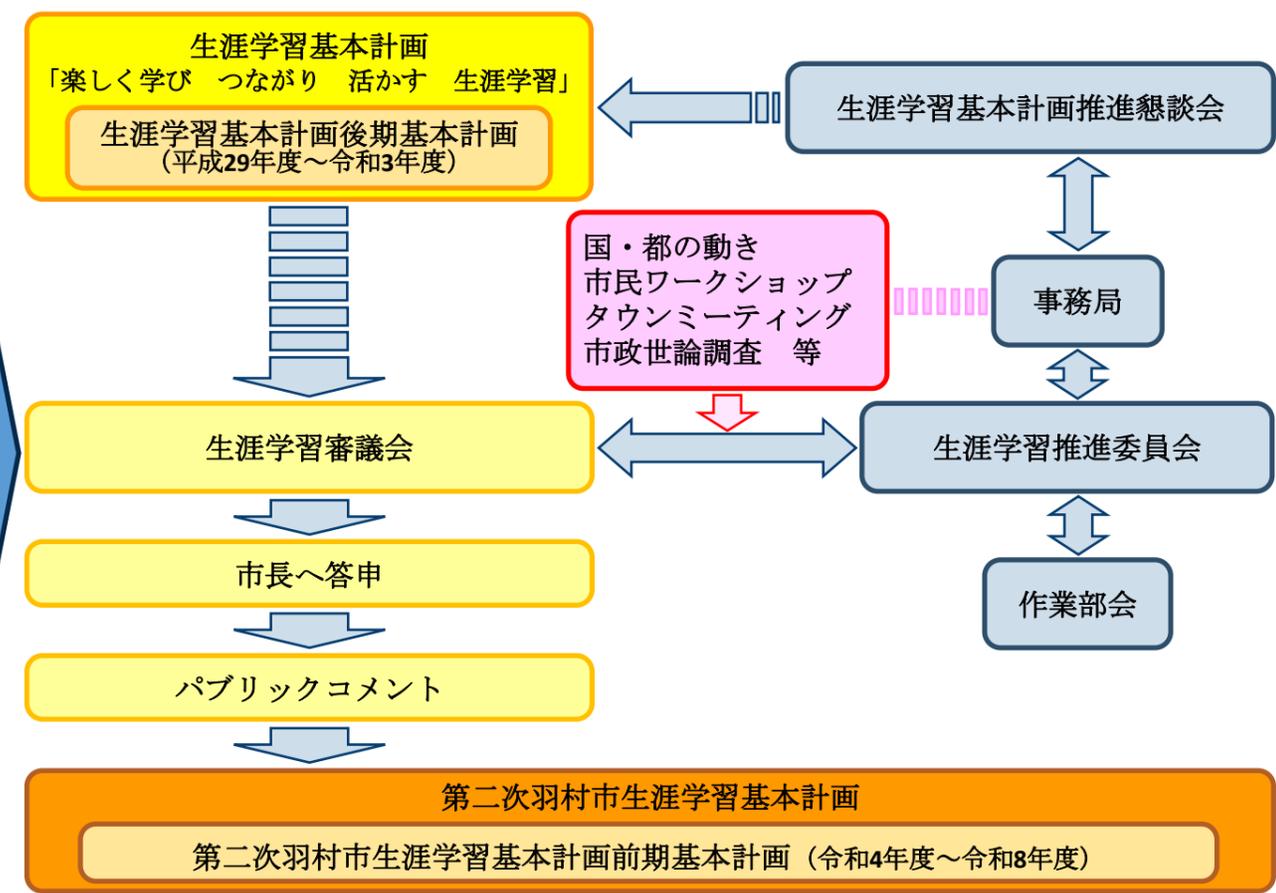
- 羽村市生涯学習基本計画推進懇談会要綱に基づき置かれる。
- 委員は17人以内で、市における身分上の位置づけはない。
- 生涯学習基本計画の進捗状況、推進・充実に関することなどについて意見交換し、市長へ報告する。
- 任期は、依頼した日からその属する年度の末日まで。再任は妨げない。

生涯学習推進委員会

- 委員長を教育長、副委員長を副市長とし、委員を部長職で構成される庁内組織。

生涯学習推進委員会作業部会

- 生涯学習推進委員会の下に置かれる、関係課長職で構成される庁内組織。



策定の流れ

計画策定の趣旨

羽村市生涯学習基本条例第6条の規定

羽村市長は、生涯学習施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽村市生涯学習基本計画を策定するものとする。

羽村市生涯学習基本計画の計画期間の終了

第五次羽村市長期総合計画の計画期間の終了

社会情勢の変化

- ◆ 高度情報化を加速させるICT社会
- ◆ 社会構造の変化=グローバル化・少子高齢化の進展等
- ◆ 新たな社会変革=人生100年時代・Society5.0の到来・持続可能社会の構築（SDGs）等
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による変化=新しい日常・新しい生活様式の実践

学校教育の変化

- ◆ 学習指導要領の改訂=「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」
- ◆ GIGAスクール構想の推進
- ◆ 教員の働き方改革 等

これまでの生涯学習推進施策を継承・発展させ、社会情勢等の変化に対応し、10年後を見据えた、第二次羽村市生涯学習基本計画を策定します。

国の動き

平成25（2013）年 6月	第2期教育振興基本計画策定
平成27（2015）年 4月	地方教育行政制度の改革のための法改正
平成27（2015）年 9月	持続可能な開発目標（SDGs）採択
平成28（2016）年 4月	障害者差別解消法施行
平成29（2017）年 4月	文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化」発出
平成29（2017）年 4月	地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正
平成30（2018）年 6月	第3期教育振興基本計画策定
平成30（2018）年12月	中央教育審議会答申 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
令和元（2019）年12月	GIGAスクール構想実現のためのロードマップ策定
令和 2（2020）年 4月	小学校において新指導要領による教育課程実施
令和 2（2020）年 4月	新型コロナウイルス感染症感染防止のための緊急事態宣言発出（4/7～5/25）
令和 2（2020）年 9月	中央教育審議会生涯学習分科会「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」

都の動き

平成25（2013）年 4月	東京都教育ビジョン（第3次）策定
平成25（2013）年 9月	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定
平成27（2015）年11月	東京都教育施策大綱策定
平成28（2016）年 4月	東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）策定
平成29（2017）年 1月	東京都教育施策大綱策定（都知事交代による）
平成31（2019）年 3月	東京都教育ビジョン（第4次）策定
令和元（2019）年12月	「未来の東京」戦略ビジョン策定
令和 2（2020）年 3月	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催延期決定
令和 2（2020）年 6月	新型コロナウイルス感染症感染防止のための「東京アラート」発動（6/2～6/11）

市の動き

平成25（2013）年 4月	『羽村市史』編さん事業開始
平成25（2013）年 5月	天皇皇后両陛下御行幸啓（郷土博物館見学）
平成25（2013）年 9月	第68回国民体育大会（多摩国体）開催
平成28（2016）年 5月	羽村市における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組基本方針決定
平成29（2017）年 2月	第五次羽村市長期総合計画後期基本計画策定
平成29（2017）年 3月	羽村市教育大綱策定
令和元（2019）年 6月	キルギス共和国のホストタウン登録

※「国の動き」「都の動き」「市の動き」については、平成25年から令和2年までのそれぞれの動静から抜粋したものであり、すべてを網羅しているわけではなく、また、意図的に取捨選択したものではありません。